

騒音・振動特定施設一覧

施設の種類	騒音					振動				
	騒音規制法 (法の指定地域に適用)	北海道公害防止条例 (法の指定地域外)	苫小牧市公害防止条例 (法の指定地域に適用)	振動規制法 (法の指定地域に適用)	北海道公害防止条例 (法の指定地域外)	振動規制法 (法の指定地域に適用)	北海道公害防止条例 (法の指定地域外)	振動規制法 (法の指定地域に適用)	北海道公害防止条例 (法の指定地域外)	
金属加工機械	圧延機械	1.イ 原動機の定格出力合計22.5kW以上	1(1) 同左	-	-	-	-	-	-	
	製管機械	1.ロ	1(2)	-	-	-	-	-	-	
	ベンディングマシン	1.ハ ロール式で原動機の定格出力3.75kW以上	1(3) 同左	-	-	-	-	-	-	
	液圧プレス	1.ニ 矯正プレスを除く	1(4) 同左	-	-	1.イ 矯正プレスを除く	1(1) 同左	-	-	
	機械プレス	1.ホ 呼び加圧能力が294kN以上	1(5) 呼び加圧能力が30重量トン以上	(2)8 呼び加圧能力が30トン未満	1.ロ	1(2)	-	-	-	
	せん断機	1.ハ 原動機の定格出力3.75kW以上	1(6) 同左	(2)7 原動機の定格出力が0.75kW以上3.75kW未満	1.ハ 原動機の定格出力が1kW以上	1(3) 同左	-	-	-	
	鍛造機	1.ト	1(7)	-	1.ニ	1(4)	-	-	-	
	ワイヤーフォーミングマシン	1.チ	-	-	1.ホ 原動機の定格出力が37.5kW以上	1(5) 同左	-	-	-	
	ブラスト	1.リ タンブラスト以外のもので密閉式を除く	-	-	-	-	-	-	-	
	タンブラー	1.ヌ	-	-	-	-	-	-	-	
切断機	1.ル といしを用いるものに限る	-	-	-	-	-	-	-		
空気圧縮機及び送風機	2. 原動機の定格出力が7.5kW以上	2. 同左	(2)9 送風機:原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満 (2)10 コンプレッサー:原動機の定格出力が2.25kW以上7.5kW未満	2. 圧縮機:原動機の定格出力が7.5kW以上	2. 同左	-	-	-		
土石用又は鉱物用破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	3. 原動機の定格出力が7.5kW以上	3. 窯業製品又は土石製品製造用	-	3. 原動機の定格出力が7.5kW以上	4. 窯業製品又は土石製品製造用	-	-	-		
織機	4. 原動機を用いるものに限る	-	-	4. 原動機を用いるものに限る	5. 同左	-	-	-		
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5.イ 気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る	4(1) 同左	-	-	-	6(4)	-	-	
	アスファルトプラント	5.ロ 混練重量が200kg以上のものに限る	4(2) 同左	-	-	-	-	-		
コンクリートブロックマシン	-	-	-	5. 原動機の定格出力の合計が2.95kW以上	6(1) 原動機の定格出力の合計が2.9kW以上	-	-	-		
コンクリート管製造機械	-	-	-	5. 原動機の定格出力の合計が10kW以上	6(2) 同左	-	-	-		
コンクリート柱製造機械	-	-	-	5. 原動機の定格出力の合計が10kW以上	6(3) 同左	-	-	-		
穀物用製粉機	6. ロール式で原動機の定格出力7.5kW以上	5. 同左	-	-	-	-	-	-		
木材加工機械	ドラムパーカー	7.イ	6(1)	-	6.イ	7(1)	-	-		
	チッパ	7.ロ 原動機の定格出力合計2.25kW以上	6(2) 同左	-	6.ロ 原動機の定格出力が2.2kW以上	7(2) 同左	-	-		
	砕木機	7.ハ	6(3)	-	-	-	-	-		
	帯のこ盤	7.ニ 製材用:原動機の定格出力15kW以上 木工用:原動機の定格出力が2.25kW以上	6(4) 同左	(2)4 製材用:原動機の定格出力7.5kW以上15kW未満 木工用:原動機の定格出力0.75kW以上2.25kW未満	-	-	-	-		
	丸のこ盤	7.ホ 製材用:原動機の定格出力15kW以上 木工用:原動機の定格出力が2.25kW以上	6(5) 同左	(2)4 製材用:原動機の定格出力7.5kW以上15kW未満 木工用:原動機の定格出力0.75kW以上2.25kW未満	-	-	-	-		
かんな盤	7.ハ 原動機の定格出力合計2.25kW以上	6(6) 同左	(2)5 原動機の定格出力が0.75kW以上2.25kW未満	-	-	-	-			
抄紙機	8.	7.	-	-	-	-	-			
印刷機	9. 原動機を用いるものに限る	8. 同左	-	7. 原動機の定格出力が2.2kW以上	8. 同左	-	-			
合成樹脂射出成形機	10.	9.	-	9.	10.	-	-			
鑄造型機	11. ジョルト式のものに限る	10. 同左	-	10. ジョルト式のものに限る。	11. 同左	-	-			
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	-	-	-	8. カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力30kW以上	9. 同左	-	-			
ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン	-	-	(2)1 緊急用を除き定格出力7.5kW以上	-	-	-	-			
ディーゼル発電機	-	-	(2)2 緊急用を除き定格出力7.5kW以上で固定式のもの	-	-	-	-			
冷凍機	-	-	(2)3 原動機の定格出力が7.5kW以上(冷房に用いるものを除く)	-	-	-	-			
グラインダー	-	-	(2)6 原動機の定格出力が0.75kW以上	-	-	-	-			
遺心分離機	-	-	-	-	3. 原動機の定格出力が3.7kW以上	-	-			